

専門家による無料相談

「マンション防災なんでも相談デスク」のご案内

災害復興まちづくり支援機構では、首都直下地震に備え「マンション防災なんでも相談デスク（無料相談）」を実施しています。

お気軽にご活用下さいますよう、ご案内申し上げます。

○ 利用方法

支援機構のホームページ（<http://www.j-drso.jp/>）の相談窓口にアクセスしていただき、マンション防災様々な相談事項について、電子メールで送信ください
相談内容に適した士業団体から回答案を作成していただき、相談者へ送信させていただきます。

○ 実施主体

災害復興まちづくり支援機構（当支援機構の参加士業団体のご協力を得て実施）

○ 相談料

無料

○ 留意事項等

- ・相談の際は匿名でも結構ですが、性別、年齢、住所（番地は不要）、メールアドレスを記載願います。
- ・相談内容について、第三者へ公表することは一切ありません。
- ・相談者への回答は、メールをいただいたアドレスに返信をする方法で行います。なお、資料等については送付できない場合がありますので、ご了承ください。
- ・原則として、10日以内に回答させていただきます。なお、相談内容によっては、回答までにお時間を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・相談内容は、支援機構の正会員団体の業務範囲のものとさせていただきます。このため、相談内容によっては回答できない場合もありますので、ご了承願います。

（業務範囲）弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、中小企業診断協会士、建築家、建築士、技術士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、公共嘱託登記土地家屋調査士、公共嘱託登記司法書士、土地区画整理士、マンション管理士

- ・メールによる相談という特質から、一般的な見解に留まることがあります。マンションの耐震化などの具体的な解決をお考えの際には、再度、専門家による個別の相談を受けることをお勧めします。
- ・原則として、同一の相談事項については、1回限りの回答とさせていただきます。
- ・相談内容は、ご自身あるいはマンション管理組合等の問題に限定させていただきます。
- ・報酬の有無を問わず、仲介等による相談はお受けできません。

災害復興まちづくり支援機構とは

1 設立の趣旨

- 被災者が有する悩みや相談事というものは多種多様であり、問題解決には、各種専門家職能団体が密接な連携を取る必要がある。しかも、そのような連携体制は災害が発生してからではなく、平常時から整備しておくべきである。
これは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓で、私たちにとって非常に貴重な財産というべきものです。
- こうした教訓をふまえ、東京に活動拠点を置く東京弁護士会などの専門家職能団体が、東京都や公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、阪神淡路まちづくり支援機構等の協力を得て、平成16年11月に「災害復興まちづくり支援機構」を設立しました。
- 被災した自分たちのまちを復興させるために努力を重ねる住民の皆さんを支援すること、また、平常時から皆さんとともに復興まちづくりに関する活動を行うことにより、安全・安心なまちにしてゆくことを通じて、「阪神・淡路大震災の貴重な教訓を東京で活かす」ことが、支援機構の設立趣旨です。

2 活動内容（地域密着型活動と全国に向けての情報発信活動）

○ 研究会活動

上記の設立目的を達成するため

- ①専門家の役割研究会
- ②マンション問題研究会
- ③企業復興研究会
- ④災害時の専門家連携に関する研究会
- ⑤防災グリーンツーリズム研究会

の5つの研究会を立ち上げ、様々な研修や研究を行っています。

○ 地域と全国に向けての情報発信活動

東京23区単位で支援機構地域版を立ち上げるなどして地域密着型でまちづくり活動を支援することや、災害復興支援に関する連携活動を全国各地に拡げるための情報発信活動を行っています。

3 東京都との協定と平常時からの取組

○ 東京都と復興まちづくりの支援協定締結

平成19年1月、東京都と災害復興まちづくり支援機構の正会員は、「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結しました。その内容は、災害復興時に、専門家で構成される「まちづくり支援班」を編成して被災住民のもとに派遣することと、平常時から、復興まちづくりに関する情報交換や訓練等を実施するものです。

○ こうした取組みを通じ連携を深めることにより、東京が真に災害に強いまちになるよう、地域での復興訓練や「復興まちづくりシンポジウム」を開催しています。